



## 茨城県特定（産業別）最低賃金額が改正されます

茨城地方最低賃金審議会は、本年9月18日に茨城労働局長から「茨城県特定（産業別）最低賃金」の金額改正について諮問を受け、以来、審議会内に4つの特定専門部会を設け、各専門部会において公益代表委員、労働者代表委員及び使用者代表委員によって慎重な調査審議を重ねた結果、それぞれの特定専門部会においていずれも全会一致で、下記のとおり改定すべきであるとの結論に達しました。

茨城労働局長は、この答申を受けて本答申に異議のある関係労使は異議の申出ができることの公示を行いました。審議会が、各特定最低賃金に対して提出された異議申出の内容を審査し、再審議の必要があると認めない限り、本答申どおりの額で効力が発生します。

茨城県特定（産業別）最低賃金答申額

件名	時間額 (アップ額)	答申日	異議申出期限	効力発生予定日
鉄鋼業	785円 (+3円)	平成21.10.27	平成21.11.11	平成21.12.31
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	772円 (+3円)	平成21.10.26	平成21.11.10	平成21.12.31
計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業	765円 (+3円)	平成21.10.27	平成21.11.11	平成21.12.31
各種商品小売業	737円 (+3円)	平成21.10.27	平成21.11.11	平成21.12.31

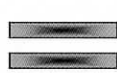
## 不況のピンチをチャンスに活かせ！ お金をかけずに経営力・社員力大幅アップ！

中小企業だからこそ

公的助成金の  
100%活用！  
休業中の教育等



税金の  
優遇措置！  
最大12%控除



企業の  
経営革新

- ・経営戦略/事業計画
- ・社員教育
- ・国際規格の取得 (ISO)
- ・プライバシーマーク

～経営課題の具体的な解決を行います～

中小企業様の支援実績は、  
県内トップクラスの  
**300社以上!!!**  
お気軽にお問い合わせ下さい



株式会社 マネジメントセンター  
茨城県水戸市元吉田町 1041-4 サン・ビルディング 2F  
TEL029-246-4671 FAX029-246-4672  
URL <http://www.isommc.com>  
E-mail [info@isommc.com](mailto:info@isommc.com)